

指定居宅サービス事業者 様

(通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護 (介護予防含む) )

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

(公印省略)

送迎時の乗降介助等における事故の防止について (通知)

日頃より本県の介護保険行政について、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、送迎時の乗降介助中に機器の操作手順を誤り、車いす利用者が転落する事故が報告されました。当該事故は、送迎車両に定められたマニュアルに基づく作業が行われなかったことが、原因として挙げられています。

また、送迎時における利用者の乗降確認の不徹底や、機械浴等の利用時におけるマニュアルに基づかない介助等が重大な事故につながる危険性もあることなどから、下記事項に留意の上、改めて利用者の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 送迎車両や機械浴等の機器に定められているマニュアルに基づいて、全従業者に対し研修を実施するとともに、研修受講記録を保存する等適正な管理を行うこと。
- 2 実際の乗降介助や機械浴等の機器操作時に、指さし確認を行うなど、常に安全確認を徹底すること。
- 3 送迎において個々の利用者の状態や乗降場所の状況を踏まえて、必要に応じて複数の従業者により安全確認するなど、利用者の安全確保に万全を期すこと。
- 4 送迎の都度、個々の利用者の乗降時間・場所・介助者等を記録するなど、乗降確認の徹底に万全を期すこと。
- 5 新たに従業者を雇用した場合や新たな送迎車両等を導入した場合は、上記事項を徹底させること。